

（介護予防）訪問リハビリテーション利用料金表

〈 要支援 1・2 〉 ＊サービス単価：1単位＝10.33円

訪問リハビリテーション費	基本サービス費	自己負担額 1割	自己負担額 2割	自己負担額 3割	備考
訪問リハビリテーション費	298単位/回	308円/回	616円/回	924円/回	1回あたり20分以上の実施につき

加算料金	基本サービス料	自己負担額 1割	自己負担額 2割	自己負担額 3割	備考
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6単位/回	7円/回	13円/回	19円/回	訪問リハビリテーションを実施する理学療法士等のうち、勤続年数7年以上の者がいる場合。
短期集中リハビリテーション実施加算	200単位/日	207円/日	414円/日	620円/日	退院・退所日または要介護認定を受けた日から3か月以内
口腔連携強化加算	50単位/月	52円/月	104円/月	155円/月	
特別地域訪問リハビリテーション加算	所定単位数の15%に相当する単位数を加算				厚生労働大臣が定める地域に所在する指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定（介護予防）訪問リハビリテーションを提供した場合
退院時共同指導加算	600単位/回	620円/月	1240円/月	1860円/月	病院又は診療所に入院中の者が退院するにあたり、訪問リハビリ事業者の医師または理学療法士等が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、訪問リハビリを行った場合。退院につき1度のみ。
介護職員等処遇改善加算	総単位数の1.5%に相当する単位数を加算				

※下記については状況に合わせて減算が生じる場合がございます。

訪問リハ高齢者虐待防止未実施減算	▲3単位/回	3円/回	6円/回	9円/回	
業務継続計画未実施減算	所定単位数の1%に相当する単位数を減算				
利用開始から12ヶ月超えた場合（減算）	▲30単位/回	▲31円/回	▲62円/回	▲93円/回	減算を行わない基準 ①3カ月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を構成員と共有しリハビリテーション計画を見直しをしていること。 ②利用者ごとのリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出すること
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合（減算）	▲50単位/回	▲52円/回	▲104円/回	▲155円/回	

〈 交通費 〉

通常の事業実施区域を超えて（境界線）概ね往復1km以上超えた場合、1kmあたり15円とする。

2026.06.01